

改正貸金業法完全施行後の状況について

平成24年9月

金融庁

金融庁・財務局・日本貸金業協会における1日あたりの相談・苦情件数(貸金業関係)

件

350

300

250

200

150

100

50

0

完全施行

304

248

219

233

220

300

216

214

200

218

185

220

204

189

■相談 □苦情

22年
4月

6月

8月

10月

12月

23年
2月

4月

6月

8月

10月

12月

24年
2月

4月

6月

貸金業利用者の一人当たり残高金額及び5件以上無担保無保証借入の残高がある人数

	19年 3月末	20年 3月末	21年 3月末	22年 3月末	23年 3月末	24年 3月末	24年 8月末
1人当たり残高金額 【万円】	116.9	106.6	95.7	79.7	67.1	59.0	56.7
5件以上無担保無保 証借入の残高がある 人数 【万人】	171	118	73	84	70	44	37

(出典)(株)日本信用情報機構

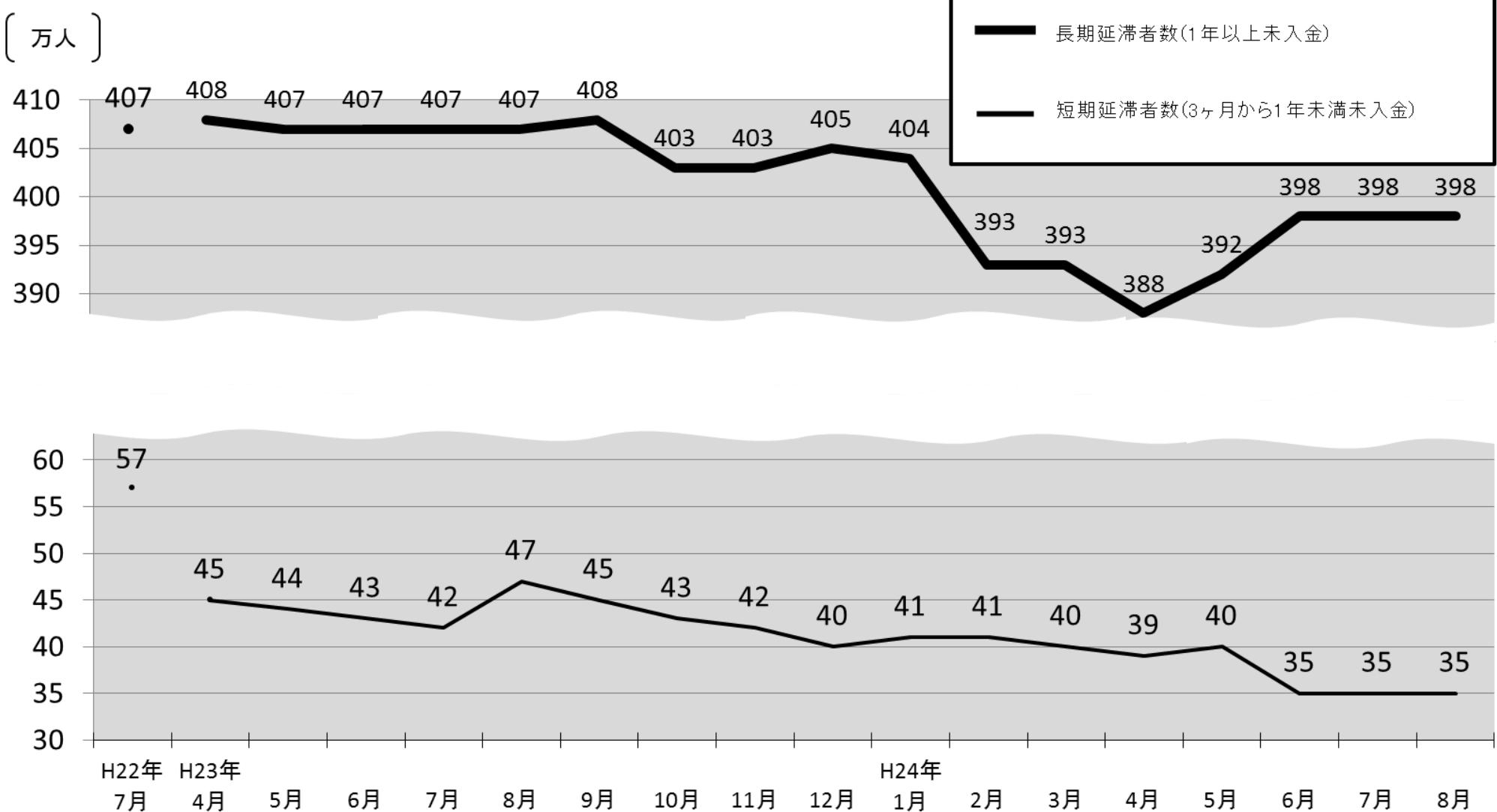
(注) 平成21年3月末までは全国信用情報センター連合会(現(株)日本信用情報機構)の情報。平成22年3月末以降は(株)日本信用情報機構の情報並びに同社と合併した(株)テラネット及び(株)シーシービーの情報に基づくもの。

総量規制抵触者の割合

	22年3月	22年11月	23年4月
資金業者に借入残高あり	28.5%	26.7%	26.6%
消費者金融に借入残高あり	42.1%	44.0%	40.4%
消費者金融以外に借入残高あり	22.9%	18.2%	22.8%

(注)金融庁委託調査(資金業利用経験者を対象とするアンケート調査)

日本信用情報機構に登録されている延滞者



多重債務者相談体制の整備・強化に係る現在の取組み状況

「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」で主要な課題として掲げられている多重債務者相談体制の整備・強化に関し、以下の取組みを実施。

- 各地方財務局・財務支局に相談員を配置し、多重債務者向けの相談業務を実施
- 全国の自治体に多重債務相談窓口を設置するよう要請
(この結果、現在、全都道府県及び約95%の市区町村に窓口が設置済み。)
- 自治体等の相談員向けの「多重債務者相談の手引き」を作成・配布し、その普及のための研修会を開催
(「手引き」は専門家の知見も得て作成。特に、多重債務相談窓口と、社会福祉部局や自殺担当部局を含む関係部門等との連携の重要性を明記。)
- 「多重債務者相談強化キャンペーン」(毎年9～12月)を実施
(各都道府県に呼びかけ、関係団体等との連携の下に無料相談会の開催等の取組みを重点的に行うもの。相談者の窓口への誘導を進めるため、政府広報やポスターの配布等を通じた周知・広報も展開。)

市区町村の多重債務相談窓口設置状況

	20年3月	21年3月	22年3月	22年9月	23年3月	23年9月
多重債務相談窓口 が設置されている 市区町村数 【市区町村】	1,515	1,619	1,626	1,627	1,625	1,653
多重債務相談窓口 が設置されている 市区町村の割合 [%]	84	90	91	92	93	95

(出典)金融庁・消費者庁・総務省「地方自治体における多重債務相談状況アンケート調査」

(注)平成23年3月現在及び9月現在の調査対象市区町村数は、全市区町村のうち震災の影響により調査を実施しなかった福島県内の9市町村を除いた数(23年3月:1,743市区町村、同年9月:1,738市区町村)。

ヤミ金に係る苦情等受付件数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	14,942	14,243	8,267	7,139	7,006
金融庁	1,000	572	362	363	334
各財務局	6,394	4,669	2,299	1,571	1,234
都道府県	7,548	9,002	5,606	5,205	5,438

(出典)金融庁「貸金業関係資料集」